

東京都ツキノワグマ 対応マニュアル

東 京 都

令和 6 年 4 月

令和 7 年 9 月【改定】

目 的

東京都におけるツキノワグマ（以下「クマ」という。）は、関東山地の森林域を主な生息地とする大型動物である。都内における推定生息数は中央値 161 頭（令和 2 年度調査委託）となっている。「環境省ガイドライン（クマ類・平成 28 年度）」においては、東京都を含む関東山地の保護管理ユニットは危急地域個体群に位置付けられ、分布域の維持、環境保全や捕獲上限割合の設定から、安定存続地域個体群までの引き上げが目標とされている。

また、「東京都レッドリスト（本土部）2020 年版」においては、南多摩地域で絶滅危惧Ⅱ類【現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの】、西多摩地域で準絶滅危惧【現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの】と評価している。

このことから「第 13 次東京都鳥獣保護管理事業計画」により、平成 20 年度から続くクマの狩猟禁止を継続し、個体群の保護・管理に努めている。

一方で、クマは人身被害発生の恐れがあることから、人里・人家近くへの出没時等には迅速な対応が求められる。被害防止や危険回避のため、都として市町村に対し、有害鳥獣捕獲を必要な行為として許可している。

また、捕獲を最小限に抑えるため、市町村による見回り、追払い、バッファゾーンの創出や電気柵の設置等、クマを人里・人家近くに寄せ付けない、人との生活域を棲み分ける防除対策の推進を支援することにより、地域住民の安全・安心に取り組んでいる。

本マニュアルは、クマに対する理解を深めるとともに、「個体群の維持」と「都民の安全・安心の確保」を両立していくため、市町村、警察及び東京都がそれぞれの役割を持って取組を構築し、推進していく手助けとなることを目的として作成された。本マニュアルのほか、環境省の「クマ類の出没対応マニュアル」や他の自治体での事例なども参考にしながら対策を実施し、引き続き、人とクマが共生する東京を目指していく。

マニュアルの改定について

全国では、クマ等（ヒグマ及びツキノワグマ、イノシシ）の人の生活圏への侵入が相次ぎ、人身被害も多く発生しており、とりわけ、令和5年度にはクマによる人身被害の件数が過去最多を記録した。

こうした中、令和7年9月に、改正鳥獣保護管理法（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適性化に関する法律）が施行され、クマ等が人の日常生活圏に侵入した場合に、被害が生じるおそれが高く事態が膠着している状況において、より予防的かつ迅速な対応ができるように、市町村が銃猟をすることを可能とする緊急銃猟制度が創設された。

東京都は、当該制度創設に合わせて、引き続き、市町村とともにクマの日常生活圏への侵入へ対応する体制を整えていくため、今回「東京都ツキノワグマ対応マニュアル（以下マニュアル）」を改定した。

なお、当該マニュアルが完成版ではなく、これからも市町村や警察、都猟友会等の関係機関の皆様と意見交換等しながら、都民の安全確保を優先した上で人とクマが共存できる体制をより進化させ、マニュアルも随時改定していく。

なお、マニュアルは、改正後の鳥獣保護管理法、施行令、施行規則、緊急銃猟ガイドラインと併せてご活用いただきたい。

令和7年9月1日

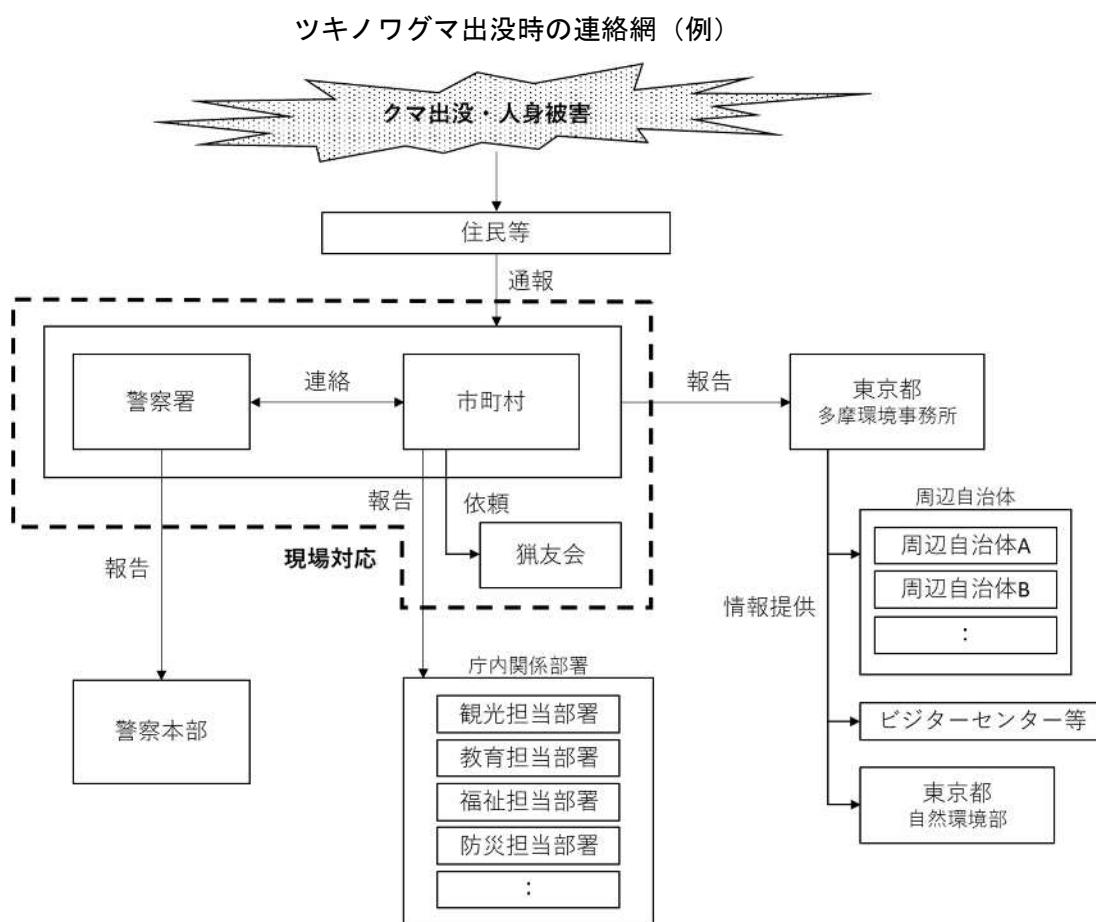
目 次

1 出沒への備え	・ ・ ・ ・ ・ - 1 -
（１）連絡網の整備	
（２）危機レベルの設定	
（３）情報の収集・発信	
（４）クマ情報連絡会議	
（５）捕獲許可手続き	
（６）普及啓発	
2 出沒の抑制	・ ・ ・ ・ ・ - 6 -
（１）クマを誘引しない環境づくり	
（２）緩衝帯の整備	
（３）電気柵の設置	
（４）その他のクマ対策	
3 出沒への対処	・ ・ ・ ・ ・ - 9 -
（１）注意喚起の徹底	
（２）誘引物の除去等	
（３）センサーカメラの設置	
（４）見回り・追払い	
（５）捕獲	
ア 捕獲檻による捕獲	
イ 錯誤捕獲による対応	
ウ 猟銃による捕獲	
（ア）緊急銃猟の実施	
（イ）警察官職務執行の適用	
資料編	・ ・ ・ ・ ・ -20-
資料 1 普及啓発ちらし	
資料 2 他道府県の先進事例	
資料 3 豊かな森の生活者 クマと共存するために	
資料 4 注意看板（例）	
資料 5 ツキノワグマ捕獲に関する捕獲調書	
資料 6 クマ捕獲個体調査票	
資料 7 警察官職務執行法第 4 条第 1 項の適用について	
資料 8 クマ類による人身被害防止等に係る取組の徹底について	
参考文献・図書	

1 出沒への備え

(1) 連絡網の整備

人家及び登山道等、クマが人と遭遇する危険がある箇所において、クマの目撃及び痕跡が見られた場合やクマによる人身被害等が生じた場合に備え、市町村ごとに対応を検討するほか、連絡網（下図）を用いて関係者間で情報を共有する。



(2) 危機レベルの設定

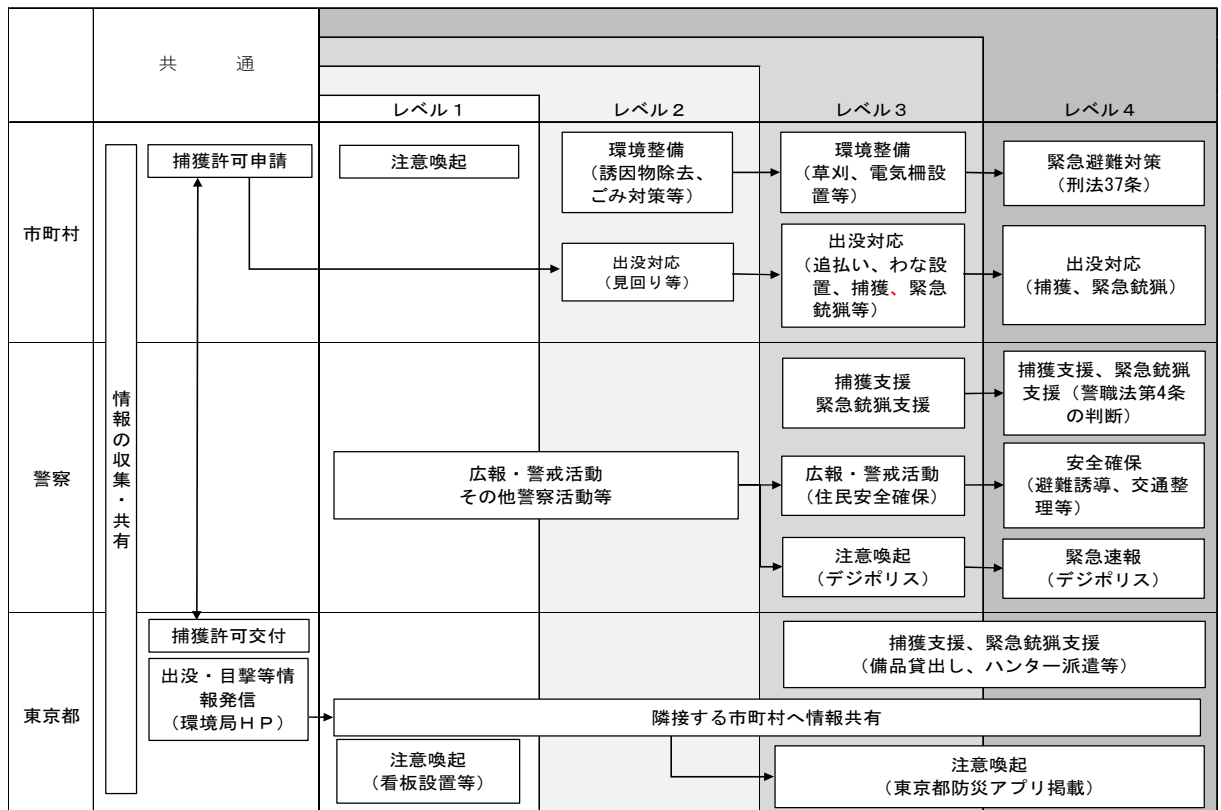
クマの出沒時には、下表の危機レベルを参考にして、市町村、警察、東京都の3者が円滑に対応する。なお、出沒地点の周辺環境によっては、必ずしもレベル1から対応が始まるとは限らず、場合によっては、レベル3や4から始まることも想定されるため、現場の状況に応じて臨機応変に対応すること。

危機レベルと状況（参考）

危機レベル (対応区分)	状 況
1	【経過観察】 人の生活圏以外において、遭遇または被害の発生する恐れが低い場合 (例) 山中での目撃、痕跡の発見 等
2	【防除対策、追払い】 人の生活圏の周辺において、遭遇または被害の発生する恐れが高い場合 (例) 集落周辺での複数回の目撃、痕跡の発見 等
3	【防除対策、捕獲、緊急銃猟】 人の生活圏において、遭遇または被害が発生している場合 (例) 人家への侵入、倉庫が荒らされる 等
4	【捕獲、緊急銃猟】 具体的に危険が生じており、急を要する場合 (例) 市街地への出没、人身被害・交通事故の発生 等

危機レベルごとの3者の対応内容は下図を参考とする。都民への危険性が高く、出没現場で追払いや捕獲が必要となる場合（危機レベル3、4）は、市町村と警察が連携して、対応にあたることとする。

危機レベルごとの3者（市町村、警察、東京都）の対応（参考）



(3) 情報の収集・発信

市町村は住民や登山者などから寄せられるクマの出没・目撃等情報等を収集し、警察及び東京都へ情報を共有する。また、東京都は関係機関から堅果類の着花・結実情報を収集し、クマの出没・目撃等情報等と合わせて情報発信を行う。

クマの出没・目撃等情報、及び堅果類の着花・結実情報の収集にあたっては、以下の「ア 目撃等情報」、「イ 堅果類の着花・結実情報」のとおり実施する。

人身被害の可能性が高い場合は、3者の用いる発信媒体を活用し、速やかに注意喚起していく。

情報発信の方法

	定期発信	随時発信 (※人身被害の恐れがある場合)
市町村		市町村 HP 防災無線 等
警察		デジポリス 等
東京都	都環境局 HP	都環境局 HP・SNS 東京都防災アプリ 等

ア 目撃等情報

場所、年月日、時間、目撃内容（頭数、幼成、行動内容等）、痕跡内容（クマ棚、爪痕、樹皮剥ぎ、足跡、糞など）などを記入する。

【記入例】

年度 東京都ツキノワグマ目撃等情報一覧

※ ツキノワグマらしき動物（カモシカ、イノシシなどの可能性あり）を含む。

番号	年月日	確認時間	市町村	場所	成獣	幼獣	不明	合計	目撃・痕跡等	確度	危険度	詳細状況・対応等【取扱注意情報】	緯度	経度
1	〇年〇月〇日	19:00	〇〇市	〇〇町	1			1	目撃	中	2	地元住民が、〇〇町〇丁目付近で、道路を横切ったクマを目撃。	〇〇〇	〇〇〇
2														

イ 堅果類の着花・結実情報

開花期及び結実期の状況について、豊、並、凶の別等を記入する。

【記入例】

開花期の調査

種	〇〇年（当該年）調査実施の有無		開花期の状況	備考 （〇〇年（前年）の結実状況）
	開花期（春）	結実期（夏～秋）		
ブ ナ	無	有（8月）	不明	凶
ミズナラ	有（5月）	有（8月）	並	凶
コ ナ ラ	無	有（8月）	不明	並

結実期の調査

種	結実状況	備 考 （〇〇年（前年） の結実状況）
ブ ナ	豊	凶
ミズナラ	並	凶
コ ナ ラ	凶	並

（４）クマ情報連絡会議

クマの出没状況等に応じて、市町村、警察及び東京都等の鳥獣保護管理に関連する担当者によるクマ情報連絡会議を開催し、クマの出没や対策についての情報を共有する。

（５）捕獲許可手続き

人身被害を防止する観点から、緊急時、やむを得ない場合の捕獲を想定し、予め捕獲許可申請を行う。

捕獲頭数は親子クマの出没などを想定し、必要最小限の３頭を申請することとする。

ただし、捕獲状況によっては、随時、追加で申請できるものとし、４頭以上が同時に出没するなど緊急の場合は、当日の電話等により即日許可するものとする。

申 請 者	市町村長
申 請 先	東京都環境局多摩環境事務所
許 可 者	東京都知事
許可の目的	管理（被害防止）
方 法	銃器、はこわな
捕獲後の手続き	・「ツキノワグマ捕獲に関する捕獲調書」（資料３）「クマ捕獲個体調査票」（資料４）へ記載し、都へ報告する。

（６）普及啓発

現地で対応に当たる担当者や作業者などの関係者だけでなく、その地域で生活をしている住民へ、クマに対する正しい知識や遭遇した場合の対処法等を理解してもらうことにより、人身被害等の防止に寄与する。

- ア チラシやポスターの作成、配布及び HP 等への掲載
- イ 出没が想定される地域の住民や施設へ、クマ鈴やクマ撃退スプレー等のクマ対策グッズの配布
- ウ 地域住民を対象とした講習会（出前授業）の実施など

2 出沒の抑制

(1) クマを誘引しない環境づくり

ア 農作物を田畑に放置しない

都内の山間地域は、自給的農家が多く、田畑で農作物がそのまま放置されている場合も見られる。これらの放置作物はクマだけでなく、イノシシ、サル、アライグマ（外来種）など多くの野生動物を集落や農地に引き寄せる要因にもなるため、適切に処分していく。

イ カキやクリなどの果樹の管理

人が管理できる樹高に剪定するなど、実の位置が高い樹木は、トタンを巻きつけ、クマが登れないようにする。

収穫せずに放置されたクリやカキなどの果樹がある場合は、クマを誘引しないために、放任果実類をもぎ取る。また、利用の予定が将来もない場合は伐採も検討する。

ウ 生ゴミの管理

クマを誘引しないために、クマの手が届かないよう、ゴミ箱（収集所）、コンポスト（堆肥）等を管理していく。

クマが頻繁に出没する地域では、クマ対策用ゴミ箱（写真1）の導入や、ゴミを夜間ではなく朝出すようにする対策がある。また、コンポスト（堆肥）は、山際から離れたクマが簡単に侵入できない場所に設置するなどの対策が必要である。なお、埋設に関しては、クマに掘り返されるため、不適切である。



写真1 クマ対策用ゴミ箱の事例

（出展：NPO 法人ピッキオ）

エ ハチの巣の撤去・養蜂箱の管理強化

家の木壁の隙間などに作られるハチの巣もクマの誘引物となるため、撤去していく。また、養蜂箱はクマを誘引するため、通学路沿いなどには設置しないよう指導する。クマ類の出没が予想される地域では、養蜂箱を囲む電気柵設置の重要性を養蜂関係者に周知する。

オ 野外活動のマナー啓発

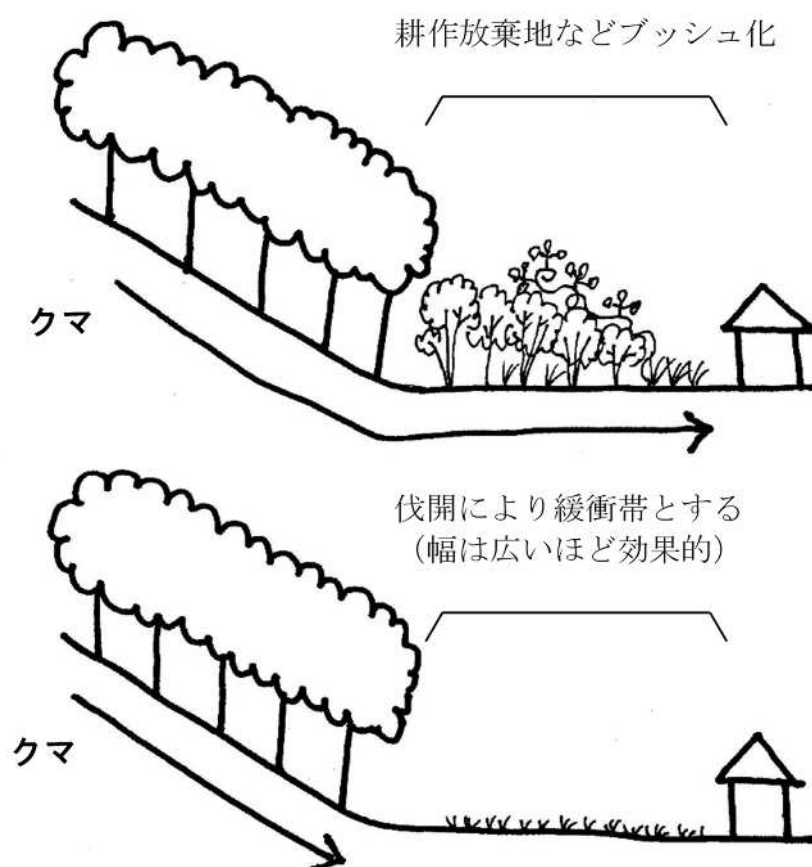
野外活動（キャンプ、登山、釣りなど）をする人へ、野外に残飯を放置しない、生ゴミ持ち帰りの徹底などのPRや普及啓発活動を行う。

(2) 緩衝帯の整備

里山のスギ・ヒノキ植林、竹林などが管理放棄され、見通しの悪い藪となっている所では、下草などに隠れてのクマが移動しやすくなっているため、見通しの良い状態に管理（間伐、枝打ち）し、クマが里に出没しにくい環境をつくる。また、耕作放棄地も出来る限り、草刈りなどの管理を行い、山と集落の間の緩衝帯とする。

対象としては、次のような場所の下草や灌木の下刈り・刈り払いが有効である。

- ・ 集落に接したクマの出没ルートとなっている森林
- ・ 通学路に沿った森林、道路法面など
- ・ 恒常的な生息域から市街地への移動ルートとなりうる河畔植生、斜面林、道路法面など



(3) 電気柵の設置

緩衝帯を整備した部分などに電気柵を設置し出没ルートを遮断することも検討する。

養蜂箱周りや養魚場、農地にクマが出没する場合、イノシシなどの侵入防止にも使う電気柵で囲う方法が有効である。農家の負担が大きい場合には、自治体で電気柵設置の補助制度を創設するなどの支援も重要である。

(4) その他のクマ対策

- ・赤外線センサーに連動した爆音器や照明を出没のおそれのある場所に設置する。
- ・サーマルカメラ搭載のドローンにより監視や威嚇を行う。
- ・クマの樹皮剥ぎ対策として、人工林（スギ、ヒノキ）林内の枝を樹木の根元に積み上げたり（枝条集積）、クマの幹に樹皮をガードする対策資材を巻くことでクマ剥ぎ被害（クマが樹皮をはがす被害）を防ぐ（写真2，3）。また、国土交通省関東地方整備局ではコストが低く、かつ作業効率が高い梱包用のビニールテープを巻く方法を採用している（写真4）。



写真2 枝条集積
（出展：東京都水道局）



写真3 樹皮ガード
（出展：東京都水道局）



写真4 ビニールテープを巻き付けた状況
（出展 関東整備局静岡水源林整備事務所）

3 出沒への対処

人身被害につながる危険を伴う場所においては、クマによる事故防止を考え、防除対策を実施していく。

(1) 注意喚起の徹底

住民等に危険がある場合、「ツキノワグマ出沒時の連絡網」により情報を共有し、注意看板（資料4）の設置や防災無線による広報等必要な措置を行う。

(2) 誘引物の除去等

目撃・痕跡発見箇所に誘引物となる農畜産物、果樹及び生ゴミ等が見られた場合は、可能な限り除去するよう周知する。市民に対して誘引物の除去を呼びかける広報を徹底する。

誘引物となるものの除去が困難な養蜂場等においては、電気柵の設置等による防護を促す。また、家畜やペット（飼いイヌ）等のエサや肥料は屋内で保管する。

屋外に放置されていた廃油をクマが舐めていた事例もあるため、揮発成分（テレピン油）を含むペンキなどの管理も徹底するよう指導する。

(3) センサーカメラの設置

センサーカメラを設置し、クマの侵入経路を把握し、効果的な防除対策を実施する。

(4) 見回り・追払い

目撃・痕跡発見箇所において、特にクマの出沒の初期段階で見回りや追払いを実施することにより、人里や人家近くなどへのクマの出沒定着を防ぐ。見回りや追払い実施者の安全確保のために、第一種銃猟免許保持者など銃器の使用が可能な従事者（有害鳥獣捕獲許可従事者）を必須とする。

ア クマが潜んでいる可能性のある山林周辺で実施する場合

人里や人家近くでは、クマは人目を避け夜間に出沒する傾向があり、早朝や夕方などの出沒前後の時間帯は、クマが人家周辺の山林に潜んでいる可能性があるため、これらの時間帯を中心に見回りや追払いを実施し、出沒を抑制する。追払いには、ロケット花火や爆竹、轟音玉といった花火や空砲等の火器類を使用して、山側へ追い払うようにする。目視できる場合は、散弾銃の平滑銃身から発射できるゴム弾や花火弾の使用も効果的である。

イ クマの出沒情報があつた集落内で実施する場合

パトカーのサイレンを鳴らすなど警察の協力を得て、パトロールを行う。夜間は銃器の使用が制限されることから、深追いすることがないよう、無理のない範囲で実施する。

(5) 捕獲

クマ出没の抑制や出没への対処を講じても、なお出没が続く場合や、現地対応時に緊急を要する場合などは、人身被害防止のために、捕獲檻による捕獲又は猟銃による捕獲を行う。捕獲にあたっては、実施者に対し、事故防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に地域住民や警察等関係機関、東京都へ周知を図る。捕獲後は対応状況を速やかに報告する。

ア 捕獲檻による捕獲

狭い範囲で繰り返し出没している場所や、出没が夜間に限定又は現在出没していないなど緊急性が比較的高くない状況において、ドラム缶檻やパンチングメタル檻などを使用して生け捕りにする方法である。

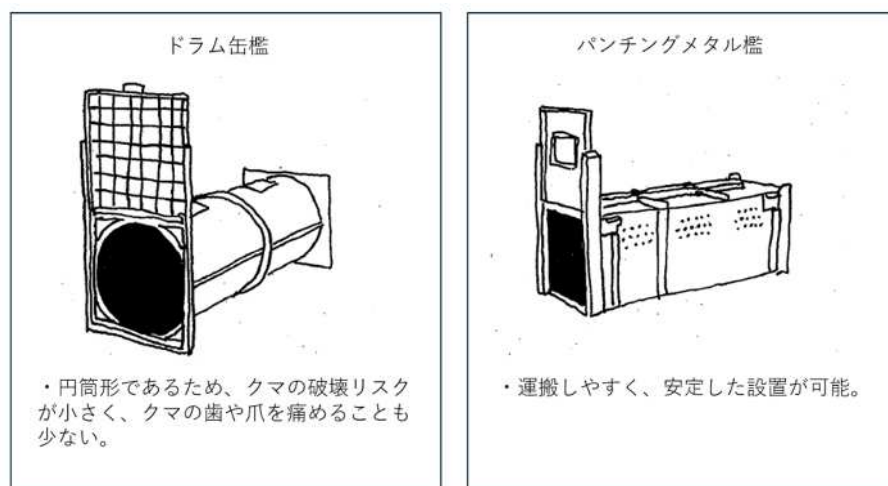
また、子グマのみが捕獲された場合は、周囲に親グマがいる可能性が高いため、十分注意し、可能な限り安全に配慮し、放獣する。子グマの捕獲場所等により人身被害が懸念される場合は、放獣以外の方法を検討する。

(ア) 事故防止の装備

盾、ヘルメット、ゴーグル、防刃手袋・服、クマ撃退スプレー、獣害ネットなどの準備

(イ) 捕獲後の処置

原則、検体として、学術研究機関等に提供する。学術研究機関等への提供が難しい場合は、焼却施設での処分もしくは、現地での埋設とする。埋設する場合は、死肉食動物の鉛の体内暴露を防止するため、クマの体内に残弾がないようにする（非鉛弾使用の場合はその限りではない）



イ 錯誤捕獲による対応

錯誤捕獲の発生から早急に対応できるよう、あらかじめ放獣体制の整備を図ること。

ニホンジカやイノシシの捕獲にあたっては、錯誤捕獲が生じないように、わなの設置場所や設置時期、さらに誘引餌の使用について考慮すること。万が一、錯誤捕獲が生じた場合は、原則、放獣を検討する。

ただし、人里・人家近くや登山者の多い登山道付近などの場合や、人身被害を引き起こす恐れがある場合は、人身被害防止を優先して捕獲することもやむを得ないこととする。

ウ 猟銃による捕獲

銃器の使用が禁じられている、住居集合地域等（住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所：鳥獣保護管理法第 38 条規定）において、現実・具体的に危険が生じ特に急を要する状況では、警察が現場状況等により発砲許可を判断する警察官職務執行法第 4 条第 1 項に基づく対応が行われたり、ハンターの判断により猟銃等を発射した行為が結果的に、刑法第 37 条の緊急避難に該当する場合には、違法性が阻却されるなどしてきたところである。

令和 7 年 9 月に、改正鳥獣保護管理法が施行され、危険鳥獣に指定されたクマが住居集合地域等よりも広い概念である「人の日常生活圏」に侵入した場合に、被害が生じるおそれが高く事態が膠着している状況において、より予防的かつ迅速な対応ができるように、市町村が銃猟をすることを可能とする「緊急銃猟制度」が創設された。

ここでいう「人の日常生活圏」とは、人が生計をたて、普段活動する過程で行動する範囲を指し、住居や広場、生活用道路、商業施設、農地その他の勤務地、電車、自動車、船舶等も含まれる。また、住居集合地域等も含まれる。

市町村は、クマ出没時における猟銃の使用について、平常時から警察等の関係者との間で、地域の実情に応じた対応方針等について対話を行っていくことが望ましい。

緊急銃猟の実施範囲



(ア) 緊急銃猟の制度概要

緊急銃猟は、市町村が主体となつて行う。市町村は、必要に応じて、都道府県に技術的助言をはじめとする支援の要請を行うことができる。

以下、国が示した「緊急銃猟ガイドライン（以下、「ガイドライン」という）」を参考に、東京の実情を踏まえた対応方針等を示している。

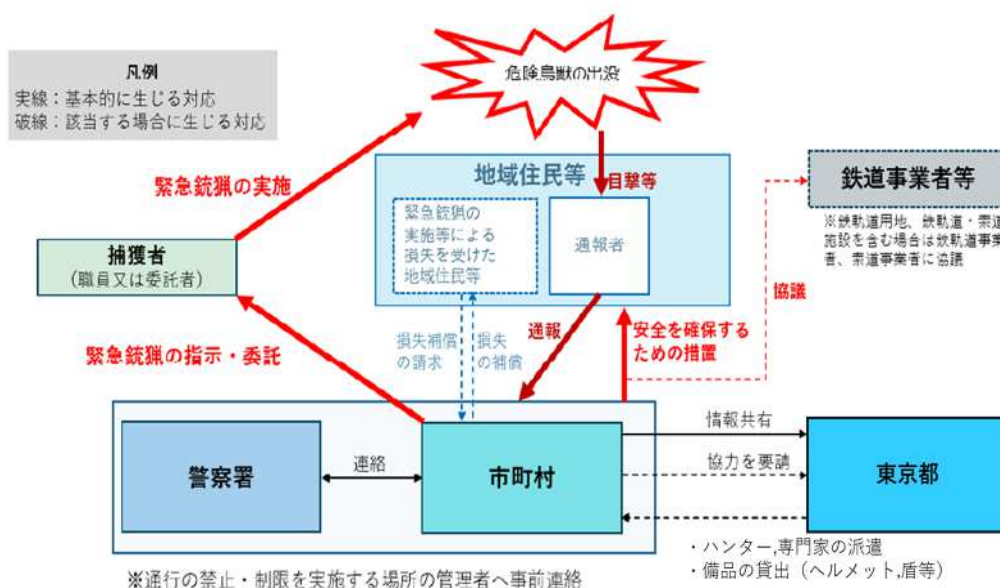
a 事前準備

(a) 対応体制等の構築

法律上、緊急銃猟の権限は市町村長にある。現実には市町村長が現場で指揮等を行うことは通常想定されないことから、平時に市町村の担当者に権限を委任しておくことが望ましい。権限の委任は、市町村の規程等に従って行う。

市町村は、関係者（警察、消防、猟友会、地元自治会等）のリスト・連絡網の準備、対応フロー等を整理しておく。地域の実情に応じて、関係者の役割分担等を整理した市町村独自のマニュアルを策定しておくことが望ましい。

緊急銃猟を実施する際の対応体制図



(b) 緊急銃猟の捕獲実施者の確保

市町村は、あらかじめ、職員、地元猟友会・民間事業者等から捕獲事業者を確保しておく。なお、候補者が法令等で定める要件を満たしているかを「緊急銃猟を実施する者のチェックリスト（例）」（p16）を用いて確認する。

東京都は、市町村で捕獲実施者の確保が難しい場合等に備え、市町村の要請に応じて緊急銃猟ができるハンターや、銃猟に関する助言のできる専門家を派遣ができる仕組みを東京都猟友会との間で整えておく。

(c) 実地訓練・研修等の実施

東京都は、実際にクマの出没対応にあたることが想定される関係者を対象に、机上及び実地訓練・研修等の開催を実施する。

市町村においても、予め、緊急銃猟が可能な「人の日常生活圏の範囲」の確認を行うなど、地域の実情に応じた訓練等を行うことが望ましい。

(d) 備品の確保

市町村は、ヘルメット、盾、クマ撃退スプレー、無線機等の装備を用意するよう努める。

東京都としても、市町村への貸出用として、ヘルメット、盾、防刃手袋、獣害ネット、ビブス（緊急銃猟を行う捕獲者が着用）、連絡手段（無線機）、照明器具、クマ撃退スプレー等を多摩環境事務所に装備する。

(e) 保険の加入

市町村は、物損や人身事故に備え、あらかじめ保険に加入することを検討する。

b 緊急銃猟の実施手順

【手順1】：緊急銃猟に関する計画の調整

- ・市町村は、捕獲等によりクマを当該地域から排除する必要があると判断した場合、緊急銃猟の4つの条件に照らして、緊急銃猟が選択できるかを検討する。
- ・ここでは、場所、緊急性、方法、安全性の確保の条件を中心に、改正法の規定上の条件を満たす見込みが十分にあるかを確認する。見込みが十分にある場合には、手順2、3により具体的な安全確保の範囲や実際の条件等の現場での確認を行う。
- ・緊急銃猟を実施する計画を、現場において関係者（警察、猟友会等捕獲者等）と調整する。

緊急銃猟の4つの条件

観点	条件
場所	危険鳥獣が、住居、広場その他の人の日常生活の用に供されている場所又は電車、自動車、船舶その他の人の日常生活の用に供されている乗物に侵入していること又は侵入するおそれ大きいこと
緊急性	当該危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があると認める場合
方法	銃猟以外の方法によっては的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等をすることが困難
安全性の確保	銃猟によって人に弾丸の到達するおそれ、その他の人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないと認めるとき

【手順2】：安全確保

- ・市町村は、通行禁止・制限範囲を次の要領により決定する。

○下記の緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するため、危害が及びうる範囲に住民等が立ち入らないようにします。

緊急銃猟の実施に伴う 人の生命又は身体に対する危害	考え方
人への弾丸の到達	用いる銃器や弾丸の種類・性質、バックストップの性質等を踏まえ、射線方向と跳弾とを区別して検討します（手順3も参照） 射線方向：原則として通行禁止・制限措置を必須とした上で、人がいない状態とします。 射線とする範囲はあらかじめ関係者で打ち合わせます。 ※捕獲者前方180°全てに人がいない状態を作らなければならないものではありません。 跳弾：射手を中心に通行禁止・制限措置を講じますが、屋内退避等も許容される場合もあります。
弾丸が引火物や爆発物に到達し、火災や爆発が生じることによって人の生命身体に及ぶ危害	射線上から引火物や爆発物が外れるようにするとともに、危害が及びる範囲に通行禁止・制限措置を講じます。 ※もともと、爆発等が生じるおそれがある中で、緊急銃猟が必要な状況は、非常に限定されと考えられます。
被弾した危険鳥獣が興奮し、暴れることによって人の生命身体に及ぶ危害	確実に捕獲できる見込みが低い場合には、逸走したクマ等に備え可能な限り広い範囲を危害が及びる範囲として想定します。※捕獲の見込みが低く、通行禁止・制限措置も困難な場合には、緊急銃猟を実施しません。

○屋外、屋内、夜間（日の出前、日没後）かどうかや、その場所の状況（住居等の状況やバックストップの状況を含む）等により個別に判断します。
。ガイドラインに掲載する事例のうち、実際の状況に近い事例を参考とします。

○実際に用いる銃器等の性能に係る情報や狩猟に係る知識・経験を有する捕獲者等の情報を踏まえて市町村が決定します。

- ・市町村は、通行禁止・制限の前に、当該場所の管理者との調整・住民への周知を行う。
- ・ホームページ又はSNS等により通行制限を行う場所・期間・制限の内容を周知する。
（通行制限等を実施する場合には、鳥獣保護管理法施行令第5条4項に基づき、ウェブサイト（ホームページやSNS等）での周知が必須となる）
- ・通行禁止・制限範囲にいる住民等は外へ避難させ、通行禁止区域内に立ち入らないように呼びかける。

【手順3】：緊急銃猟に係る条件の確認

- ・市町村は、緊急銃猟の条件（特に安全の確保に関する条件）を満たしているかを「緊急銃猟時の確認チェックリスト（法令関係）」を用いて確認する。

緊急銃猟時の確認チェックリスト（法令関係）

条文等	条件	✓
人の日常生活圏への侵入 (法第34条の2)	銃猟を実施する場所は、人の日常生活圏※であるか ※ 人が生計をたて、普段活動する過程で行動する範囲。例えば住居や広場、生活用道路、商業施設、農地その他の勤務地、電車、自動車、船舶等も含まれる	
危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要 (法第34条の2)	危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があるか。 ※ 人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなると考えられる。	
銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難 (法第34条の2)	銃猟以外では的確かつ迅速に捕獲できないか。 ※ 人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなると考えられる。	
避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合 (法第34条の2)	通行禁止・制限の措置は必要に応じて講じられているか（法第34条の4）	
	地域住民の避難は行われたか（法第34条の4）	
	広報（HPやSNS、防災無線等）は行われたか（政令）	
	通行の禁止・制限を行う場合は、管轄する警察署（警察署長）に通報を行ったか（政令）	
	鉄道を含む場合は、鉄道管理者へ協議が行われたか（政令） 道路を含む場合は、道路管理者へ連絡したか 場所の管理者へ連絡したか（必要に応じて）	
	射線方向にバックストップはあるか ※ 屋内で壁に向けて発射する場合、その壁は十分に堅牢か、又は弾が通り抜けた場合の壁の先にバックストップがあるか	
	緊急銃猟を委託する者に留意点を伝えたか ※ 緊急銃猟を実施する場所、緊急銃猟の実施によって弾丸を到達させるべきではない危険性の高い物件の取扱いや、できる限り損壊すべきでない物件（寺社仏閣、貴重品等）に関する情報、銃猟の対象鳥獣に関する情報等、やり取りに用いるジェスチャー等	
その他	（土地の立入りを伴う場合）土地の立入りをを行う者は証票を身に着けているか (法第34条の3)	
	緊急銃猟を委託する者は証票を身に着けているか（法第34条の2）	
	緊急銃猟の様子を記録する用意はあるか（任意） ※ スマートフォン、ビデオカメラ等での撮影は捕獲者の了承を得ているか。	

【手順4】：緊急銃猟を行う実施者（職員、猟友会、民間事業者等）への指示

- ・緊急銃猟を実施させる者の要件を満たしているかは、市町村長が「緊急銃猟を実施する者のチェックリスト例」などにより書面で確認を行う。

緊急銃猟を実施する者のチェックリスト（例）

※ チェックリストのチェック欄には捕獲者がチェックを行う。また、捕獲者の署名を得る。

確認事項		
	要件	✓
法令で定める事項 (必須項目)	第一種銃猟免許を所持している ※ 装薬銃を使用する場合（麻醉銃猟をする場合は除く）	
	第二種銃猟免許を所持している ※ 空気銃を使用する場合（麻醉銃猟をする場合は除く）	
	過去一年以内に銃器による射撃を二回以上した者であること（麻醉銃猟をする場合は除く）	
	過去三年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用してクマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲等をした経験がある	
夜間に緊急銃猟をする場合に、法令で定める事項 (夜間に屋外において緊急銃猟をする場合には必須項目（麻醉銃猟をする場合は除く）)	射撃場における五回以上の射撃において、次に掲げるいずれかの範囲（ライフル銃（特定ライフル銃を除く。）にあつては次のイに掲げる範囲）に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有している。 ※ なお、射撃線から標的までの距離は五十メートルとし、射撃姿勢（銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。）は問わない。 イ 標的の中心から二・五センチメートル ロ 標的の中心から五・〇センチメートル	
その他市町村の判断により任意で記載する事項 (記載例)	対象となる危険鳥獣の捕獲に関与したことがある。 ※ 必須の要件「過去三年以内にクマ、イノシシ又はニホンジカを仕留めた経験がある」では、例えば、ツキノワグマを捕獲しようとする際に、ニホンジカ捕獲経験をもっていれば足りるが、ここでは、実際に捕獲しようとする危険鳥獣の種類と同じ大型獣を捕獲している実績を市町村が任意に設定する追加的な要件において捕獲者に求めようとするもの	
	対象となる危険鳥獣の捕獲に関する知識を有している ※ 委託時に、市町村担当者から対象となる危険鳥獣についてレクチャーを受けたことを含む。	
	事前の訓練又は研修に参加したことがある。	
月 日 名 前 _____		

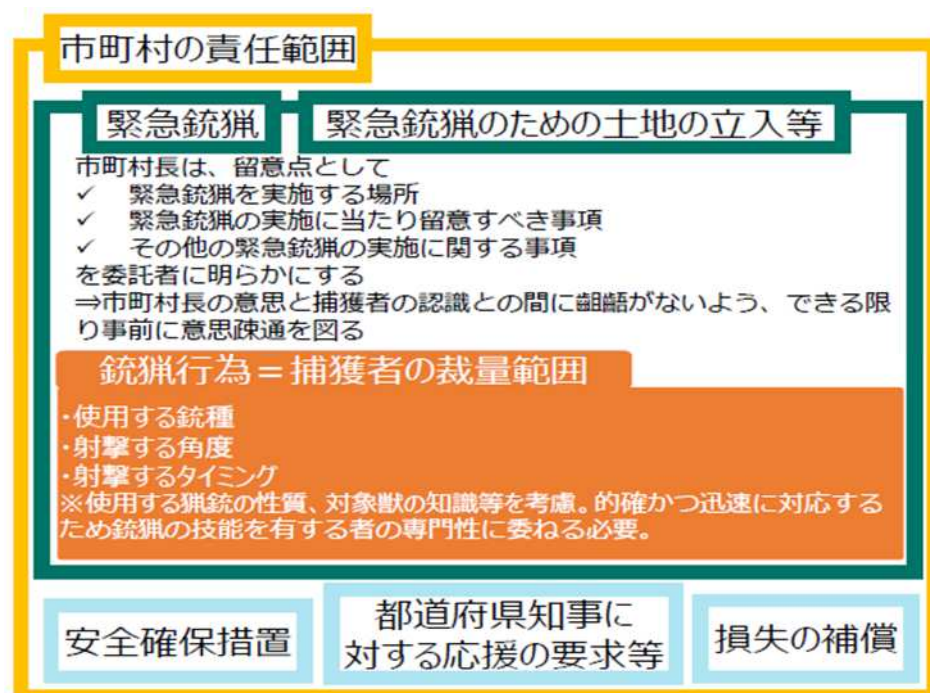
※ 捕獲を行った経験は、例えば、止めさし等の銃猟の経験も含まれる。（麻醉銃猟にあつては、例えば、錯誤捕獲個体への麻醉銃猟の経験も含まれる。）

※ 同種の銃器とは、装薬銃、麻醉銃、空気銃といった銃の種類を指す。例えば、緊急銃猟で装薬銃を用いる場合で複数の装薬銃を所持している場合、どの装薬銃での捕獲等の経験であっても、緊急銃猟で用いる銃が装薬銃である限り、その用いる銃は複数所持するどの装薬銃でも、「同種の銃器」として把握される。

- ・市町村は、緊急銃猟を行う捕獲者へ留意点※を伝達し、証票（市町村名がわかるビブス等）を受け渡す。

※緊急銃猟の実施場所、弾丸を到達させるべきでない危険性の高い物件の取扱（危険物や引火物を取り扱う工場や施設）、損壊すべきでない物件（寺社仏閣等）、該当する危険鳥獣（クマ）、緊急銃猟を中止する合図の方法（ジェスチャーやかけ声等）に関する情報など

【参考】市町村の責任範囲



【手順5】：緊急銃猟の実施、実施後の市町村の対応

- ・職員又は委託された捕獲者（猟友会・民間事業者）が、緊急銃猟を実施する。
- ・捕獲者が希望した場合等、捕獲者の了承を得ている場合には、緊急銃猟の実施内容について、市町村の責任で対応内容が後から証明できるよう、ビデオカメラ等を用いて撮影して記録を行う。
- ・緊急銃猟の実施が終了したら、捕獲クマの生死等の安全確認後に、安全を確保する措置（通行禁止・制限の措置・地域住民の避難）の解除を行う。
- ・安全確認には、個体の状態や、跳弾はないか、どこに着弾したかなど弾丸の有無の確認を捕獲関係者で行う。

(イ) 警察官職務執行法の適用

警察官職務執行法第4条第1項による発砲許可は、警察官が現実・具体的に危険が生じ特に急を要する場合であると判断した場合に限られる。そのため、危険が現に差し迫っており、緊急銃猟で対処できない場合等、危険鳥獣が人里に出没し、安全確保等の緊急銃猟の条件を確保する前に、現実・具体的に危険が生じている場合、例えば、公園に出没したクマが子供に接近している場合などには警職法の適用も排除されない。

緊急銃猟と警察官職務執行法の考え方

法令	鳥獣保護管理法	警察官職務執行法
適用が想定されるケース	クマ等が人の日常生活圏に侵入した場合で、安全確保等の措置を講ずることにより、地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合 (例：住宅地に隣接する河川敷にクマが出没した場合、建物にクマが入り込んだ場合)	危険鳥獣が人里に出没して現実・具体的に危険が生じ特に急を要する場合 (例：公園に出没したクマが子供に接近している場合)
条文	第三十四条の二（緊急銃猟）	第四条（避難等の措置）

改定履歴

平成 29 年 4 月	初 版 発 行
令和 6 年 4 月	第 2 版発行
令和 7 年 9 月	改 定

資料編

資料1 普及啓発チラシ

【地域住民向け】



ツキノワグマによる人身被害防止のために

地域にクマを引き寄せない環境にしましょう

近年はクマの生息範囲が拡大し、人里近くへの出没が増加傾向にあります。農作業中や山歩行時等の際に人身被害に遭う事例も報告されています。日頃のクマを人里近くに引き寄せないためのひとりひとりの心がけが、クマと人のすむわけにつながるとともに、人身被害防止の防止となります。

薪を放置せず、刈払いをして見通しの良い環境づくり

厚紙等の誘引物を撤去し、クマを寄せない

音の出るものを身に付けて、自分の存在をクマに知らせる

郡内でのツキノワグマ目撃等情報については...
東京都ツキノワグマ目撃等情報マップ TOKYOくまっぷ

東京都環境局 多摩環境事務所 自然環境課自然保護管理担当
 TEL: 042-521-2948



人身被害防止のために

Personal injury prevention

地域にクマを引き寄せないための環境づくり

- ✓ 周辺の薪を刈り払い、見通しの良い環境を整備する
- ✓ 庭先果樹は満期が来たなるべく速やかに収穫する
- ✓ 収穫後の農作物や生ごみを放置しない
- ✓ 自宅、ゴミ集積場の戸締りを徹底する
- ✓ 音の出るもの(クマ鈴・ホイッスル・ラジオなど)を身に着ける

クマに出会ってしまったら

- ✓ 走って逃げない! 背中を見せずに静かに後退する
- ✓ 森林内であれば、万が一の突進に備えて、クマとの間に木や岩などの障害物がくるようにする
- ✓ 自身が風下とならないよう風向きに気を付けてクマ撃退スプレーを噴射する
- ✓ クマが攻撃してきたら両腕で顔や頭部をカバーする(人の顔面を狙って攻撃する傾向がある)
- ✓ 体を丸くして地面に伏せて防御する

郡内でのツキノワグマ目撃等情報については...
東京都ツキノワグマ目撃等情報マップ TOKYOくまっぷ

クマを目撃したら...
 当該の市町村、ビジターセンター又は東京都多摩環境事務所自然環境課まで情報を報告してください。また、人里周辺などで目撃し、危険を感じた場合は警察にご連絡ください。

クマ撃退スプレーの使い方
 出典: 日本クマネットワーク

発行元 東京都環境局 多摩環境事務所 自然環境課自然保護管理担当
 〒190-0022 東京都立川市錦町4-6-3 TEL: 042-521-2948

【登山者向け】



東京にもクマはいます!

BEWARE OF BEARS

東北地方を中心に目撃が増加しており、人身被害も発生しています!

自分でクマと出会わない対策が必要

郡内でのツキノワグマ目撃等情報については...
東京都ツキノワグマ目撃等情報マップ TOKYOくまっぷ

東京都環境局 多摩環境事務所 自然環境課自然保護管理担当 TEL: 042-521-2948



人身被害防止のために!!!

クマに出会わない!

- ✓ クマよけの装備品を身につける(クマ鈴・ホイッスル・ラジオなど)
- ✓ 単独ではなく、複数人で行動する
- ✓ 朝け方、夕方の入山を避ける
- ✓ クマの糞や足跡を見たら引き返す

クマに出会ってしまったら

- ✓ 走って逃げない! 背中を見せずに静かに後退する
- ✓ 森林内であれば、万が一の突進に備えて、クマとの間に木や岩などの障害物がくるようにする

クマが急接近し、襲われそうになったら

- ✓ 自身が風下とならないよう風向きに気を付けてクマ撃退スプレーを噴射する
- ✓ クマが攻撃してきたら両腕で顔や頭部をカバーする(人の顔面を狙って攻撃する傾向がある)
- ✓ 体を丸くして地面に伏せて防御する
- ✓ 手遅れの場合、クマには近づかずにそっと立ち去る

郡内でのツキノワグマ目撃等情報については...
東京都ツキノワグマ目撃等情報マップ TOKYOくまっぷ

クマを目撃したら...
 当該の市町村、ビジターセンター又は東京都多摩環境事務所自然環境課まで情報を報告してください。また、人里周辺などで目撃し、危険を感じた場合は警察にご連絡ください。

クマ撃退スプレーの使い方
 出典: 日本クマネットワーク

発行元 東京都環境局 多摩環境事務所 自然環境課自然保護管理担当
 〒190-0022 東京都立川市錦町4-6-3 TEL: 042-521-2948

資料2 他道府県の先進事例

(1) ベアドッグ（長野県軽井沢町）

クマの個性を見極め、 駆除に頼らず被害を防ぐ

クマは1頭1頭の個性が強く、行動の範囲やパターンがそれぞれ異なります。警戒心が強くめったに目撃されないものがある一方で、人の居住エリアでたびたび目撃されるものもあります。ピッキオは軽井沢町の委託を受け、クマに電波発信器を装着し、行動を追跡。被害を出す可能性が高いクマとそうでないクマを識別することで、有効な対策につなげています。



手順1
電波発信器の装着

罠で捕獲したクマに麻酔をかけ、首輪型の電波発信器を取り付けます。同時にクマの身長や体重などを測定したり、DNA解析のための毛根を採取したりします。



手順2
学習放獣

電波発信器を装着したクマを森に戻します。人やベアドッグの大声、ゴム弾などで威嚇しながら放獣することで「人や犬は怖い」とクマに覚えさせます。



手順3
行動追跡

軽井沢町内を移動しながら、電波を受信してクマの位置を確認します。この結果をもとに、追い払いの対象とするクマを決定します。



手順4
追い払い

スタッフの指示のもとに、ベアドッグが大きな声で吠えて、人の居住エリア付近にいるクマを傷つけることなく森の奥に帰します。



ベアドッグの仕事1 追い払い

ベアドッグの最も重要な仕事です。スタッフの指示に従い、大きな声で吠えて、人の居住エリア近くにいるクマを森の奥へ追い払います。クマは学習能力が高いため、追い払いを繰り返すうちに「いではいけない場所」を理解できるようになります。ベアドッグはクマに襲いかかることはせず、一定の距離を保つことが得意なので、クマも大も傷つかずに済みます。

ベアドッグの仕事2 移動経路の特定

ベアドッグは、クマの匂いに反応するように訓練されています。住民の方などからの通報を受けて目撃現場に駆け付けた際、既にクマの姿が見当たらずとも、匂いでクマの移動経路を特定し、付近の安全を確認することができます。移動経路が分かれば、今後の侵入を防ぐことにつながります。



ベアドッグの仕事3 スタッフの安全確保

電波発信器をつけていないクマが森に潜んでいるような場合でも、匂いや目でクマの存在を察知して知らせてくれます。夜間を含め、スタッフは安全に活動することができます。

ベアドッグの仕事4 ヒトとクマの親善大使

ピッキオでは、クマの生態を知り、被害を避けるための方法を学ぶ出張講座を行っています。ベアドッグはこのような場所に同席し、ヒトとクマとの共存を呼びかける親善大使の役割を担っています。



(出典：NPO 法人ピッキオ HP)

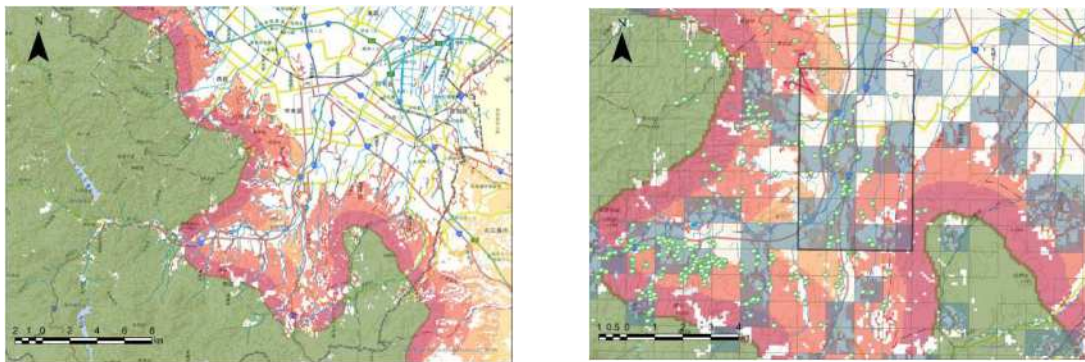
（２）ICT を活用したヒグマの出没環境マップの作成等（北海道）

ICT 等を活用しヒグマの出没経路となる危険性の高い場所やヒグマの出没を重点的に監視するエリア等を GIS 上で抽出する手法についての検討検証を実施している。市町村等がヒグマ出没抑制のため、防除対策等を実施する必要性の高い場所等を選定するためのツールを作成することなどが目的である。

林縁部の移動ルートや孤立林の繋がりを精密に把握するための出没経路マップと森林の広がりや連続性に着目したポテンシャルマップを作成し、特性が異なるこれら二つのマップを組み合わせて表示することで、ヒグマの出没経路や出没リスクをより視覚的に表現した出没環境マップを作成している。

ヒグマ出没リスクや過去の出没地点の情報とあわせて比較検証し、ヒグマの出没可能性が高い場所かつ、地域課題を踏まえて優先的に対策を行うべき場所と照らし合わせ、重点監視エリアを設定している。

これにより地点ごとの防除対策の必要性やその実施方法等を検討することができる。



札幌市のヒグマ出没環境マップ（左図）と重点監視エリアの設定（右図）

（出典：令和４年度（2022 年度）ICT を活用した
ヒグマ出没重点監視エリア抽出手法等検討検証モデル事業委託業務報告書）

資料3 豊かな森の生活者 クマと共存するために



ヒグマ
Ursus arctos

豊かな森の生活者
クマと共存するために

クマを知って
事故を
防ごう!

ツキノワグマ
Ursus thibetanus

 環境省
Ministry of the Environment

人とクマのあつれき

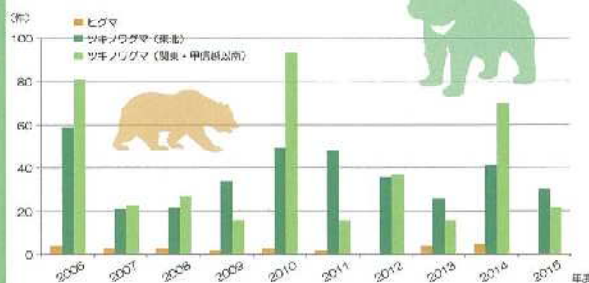
近年、人とクマのあつれきがメディアを賑わせることが多くなってきました。クマは本来、人目を避けて暮らす動物ですが、残念ながら人とクマの間にはトラブルが発生しています。

シカやイノシシなどは農業被害が中心ですが、クマの場合は人身事故の問題が中心となっています。人とクマが折り合いをつけて生活するためには、何が必要でしょうか。まず、問題となっている人身事故の推移を見てみましょう。

大量出没年[※]には、農地・住宅地・屋内での事故事例が増加する傾向があります。

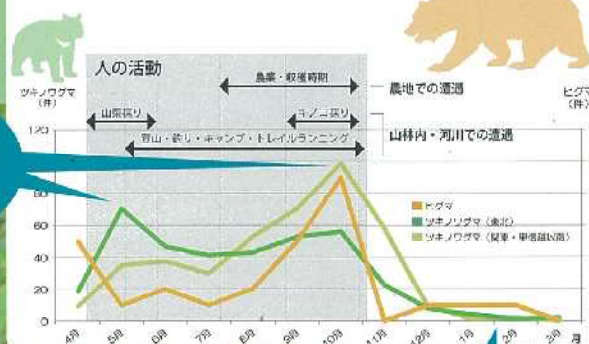
※例年と比較して多くのクマが普段生活しているエリアから人里へ出没し、それに伴い捕獲数も顕著に多い年のこと。ドングリ類の不作などいくつかの要因が考えられています。

人身事故件数の推移（2006～2015年度）



年度によるばらつきがある！

月別の人身事故件数（2006～2015年度）と人の活動



人が山に入る時期に事故が多い

冬眠期間中の事故もある



クマはこんな動物 ～クマを知って事故を防ぐ～

クマは基本的には人を避ける動物です。しかし、突発的に出会うと防御的な攻撃を招き、危険な場合があります。このため、クマのことをよく知ることが重要です。

クマは、季節や年によって食べ物を柔軟に変化させます。クマの餌場となる場所にはできるだけ近づかない、また近づく必要がある場合は十分に注意しましょう。

基本的な食べ物は植物中心ですが、機会があればシカの死体などの動物質も食べます。



山菜採りでは、クマも人も夢中になっているので要注意!!

クマの特技

- ☐ **鼻・耳がよい**
 - ▶ 食べることに夢中になると周りが見えなくなることも!
- ☐ **学習能力が高い**
 - ▶ 人間の食べ物の味を覚えると、執着します!
- ☐ **足が速い、木登りがうまい**
 - ▶ 出会った時は冷静に対処しましょう!

出会った時の対処法は……P5



クマの分布

日本には、ヒグマとツキノワグマの2種類のクマが生息しています。ヒグマは北海道に、ツキノワグマは本州以南に分布しています（九州では絶滅したとされています）。



ヒグマ

(オス) 150-300kg
(メス) 100-200kg

- 第6回自然環境基礎調査(環境省 2004)
- 分布拡大地域(2003~2012年)
- 絶滅のおそれのある地域個体群
(日本クマネットワーク 2014を改)

分布が
拡大している

人間の生活圏近くに
分布が拡大している
地域も多い。環境の
変化や社会的な変化
が考えられている。



クマの個体数は??

クマの個体数を推定するために、各地で様々な方法が試みられていますが、十分な精度をもった全国的な個体数は明らかになっていません。また、出没件数や目撃件数は、必ずしも個体数の動向を反映しているわけではありません。



ツキノワグマ

(オス) 70-150kg
(メス) 50-100kg

Topics

絶滅のおそれのある四国山地のツキノワグマ

かつては四国に広く分布していましたが、現在では^{つるぎさん}剣山を中心とした限られた地域でしか生息が確認されていません。

生息数は1996年時点で多くて数十頭と推測されていましたが、近年では10数頭しか確認されておらず、絶滅の危険が極めて高いため積極的な保護施策が必要です(環境省レッドデータブック2014で「絶滅のおそれのある地域個体群」として掲載)。



四国山地のツキノワグマの分布域

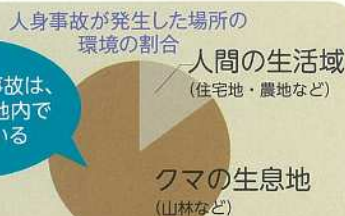
クマと共存するためには～対策と取り組み～

人身事故は、クマの生息地で発生するものと人間の生活域で発生するものがあります。それぞれの状況に合った対策や取り組みを行うことが重要です。

出会わないことが
もっとも重要！



多くの人身事故は、
クマの生息地内で
発生している



※日本クマネットワーク(2011)で示された人身事故が発生した場所の環境のデータから「不明」を除き、大まかに示した。

クマの生息地で事故に遭わないために

●クマと出会わないために

- ☐ 自分の存在を知らせる
 - ▶ クマ鈴やラジオなど、音の出るものを携帯しましょう
 - ▶ 見通しの悪い場所や、沢沿いなどの音が聞き取りにくいところでは、声を出したり手をたたいたりして存在を知らせましょう
- ☐ クマの生態や行動についてよく知る
 - ▶ 各季節のクマの食べ物や生態を知ること、遭遇を避けられる
- ☐ 目撃・出没情報のあったところには近づかない
 - ▶ 自治体のHPやビジターセンターのHPなどで公開
(例：日光湯元ビジターセンター
http://www.nikkoyumoto-vc.com/nature/kuma_d.html)
- ☐ クマの新しい痕跡(糞、食痕、爪痕など)があった際は十分気を付ける
- ☐ 春と秋は事故も多くなる傾向にあるので特に注意



クマ鈴



クマの爪痕

●クマに出会ってしまったら…まずは落ち着きましょう！

(下記は一例です。詳しくは <http://www.shiretoko.or.jp/library/bear/>)

- ☐ 距離が離れていた場合(クマがこちらに気付いていない)
 - ▶ ゆっくりと静かに立ち去る
- ☐ 比較的距離が近い場合(50m程度)
 - ▶ 両腕をふりこちらの存在をクマに知らせ、クマから目を離さずにゆっくりと静かに後退する。森林内であれば、万が一の突進に備えてクマとの間に障害物がくるようにする。
- ☐ 距離が近い場合(20m程度)
 - ▶ クマがパニックになり突発的な攻撃をする可能性があるため、刺激しないことが大切。走ったり大声を出したりせず、クマから目を離さずにゆっくりと静かに後退する。森林内であれば、万が一の突進に備えてクマとの間に障害物がくるようにする。
- ☐ クマが突進してきたら(威嚇突進)
 - ▶ 威嚇突進の場合は、途中で止まり後退することが多い。落ち着いて、クマとの間に障害物がくるようにゆっくりと後退する。
- ☐ クマが突進してきたら(本当の攻撃)
 - ▶ クマスプレーを目や鼻をめがけて噴射する。
クマスプレーがない場合は、防御姿勢をとる。

子グマに注意！

近くに必ず母グマがいます。
母グマは子グマを守るために
特に攻撃的になりやすいです。



クマスプレーの発射準備！

人間の生活域で被害に遭わないために

クマによる人身被害・農業被害の発生は、必ずしもクマの個体数の多さに比例しません。クマは広い行動圏を持ち、鋭い嗅覚を持っているため、放置された廃棄農作物・放棄果樹（カキ・クリ等）、残飯などの誘引物は、遠く離れたところで生活しているクマも人里へ誘引してしまいます。

人とクマのあつれきを減らすためには、棲み分けを図り、問題を発生させるクマをつくらないことが重要です。

周辺環境をチェック！

クマを
寄せ付けない
ことが重要

- ☐ 誘引物（放置果樹、廃棄農作物、生ゴミなど）の除去
- ☐ 農耕地等への電気柵等の設置と管理
- ☐ クマの集落周辺への侵入や一時的な定着を防止するための耕作放棄地等の整備や
藪の刈り払いなど

取り組み① 電気柵の設置（猪苗代町）

集落内や集落周辺の農作物などは、ツキノワグマを強く誘引します。猪苗代町では、集落にツキノワグマを誘引・執着させない取り組みとして、電気柵の貸与や導入費の補助などを通じて、電気柵の普及を進めています。被害を受けた住民に対し、町が電気柵を試験的に貸与し、その防除効果を実感してもらうことで、購入に繋げています。



トウモロコシ畑に設置した電気柵

取り組み② 河畔林の環境整備（札幌市）

市民団体が中心となり、ヒグマの市街地侵入経路になっている河畔林において、出没抑制対策として下草刈りや流木除去などの整備を行っています。地元住民、行政、専門家が協力して実施しています。



藪の刈り払い前



藪の刈り払い後

国や県の取り組み ～クマの保護・管理に向けた総合的な取り組み～

環境省

■ 特定計画※ 策定・運用のためのガイドラインの作成

環境省では、都道府県が適切に特定計画を策定し、運用できるようガイドラインを作成しています。
※特定計画とは、専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りながら、科学的で計画的な鳥獣の保護・管理について中長期的な目標や対策を設定するもの。

■ 最新の研究や取り組み事例の収集と普及

環境省ホームページ「クマに関する各種情報・取組」に内容を掲載しています。
<http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html>

- ・保護及び管理に関するレポート
最新の取り組み事例を自治体向けに普及
- ・クマ類出沒対応マニュアル
クマの出沒や被害を減らし、有害捕獲数を減らすことを目的としてクマ類の出沒への備えと対策を記載
- ・クマに注意！
クマに会わないための工夫、クマに出会った時の注意事項を紹介

■ 研究支援及び研究成果の普及

- ・ツキノワグマの出沒メカニズムの解明と出沒予測手法の開発
 - ・ツキノワグマ出沒予測マニュアル
 - ・大量出沒の原因と出沒予測
- ・クマ類の個体数推定法の開発に関する研究
http://www.bear-project.org/houkokusho_ronbun.html

■ 広域的な連携の支援

- ・白山・奥美濃地域ツキノワグマ広域保護管理指針



農林水産省

■ 農作業中のクマ出沒等に関する注意喚起

農作業に当たってのクマに関する注意事項を紹介
http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/pdf/kuma_leaflet.pdf

■ 農業等への被害防止のための柵の設置や追払い等の取組の支援

市町村が中心となった地域ぐるみの被害防止の取組を「鳥獣被害防止総合対策交付金」により支援
<http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/pdf/28pr.pdf>

都道府県

- 特定計画を策定し、計画的な保護・管理施策を実施
- 目撃情報や出沒情報の収集及び情報提供



クマによる人身被害は毎年発生しており、時には痛ましい死亡事故になることもあります。こうした事故は、人においてもクマにおいても不幸なことです。

クマの生息地内の餌が不足するときには、餌を求めて人里近くまで出没することがありますが、本来クマは人を避け、森の奥深くに生息しています。

生息地である森を開発・利用してきた私たち人間が、クマの生態を知り、例えば、藪の刈り払いをすること、庭の果実を除去すること、事故が起こった場所には立ち入らないことなど、地道な取り組みを続けていくことが、クマと共存する道につながることを忘れてはいけません。

豊かな森の生活者 クマと共存するために

発行 2016年9月

環境省 自然環境局 野生生物課 鳥獣保護管理室

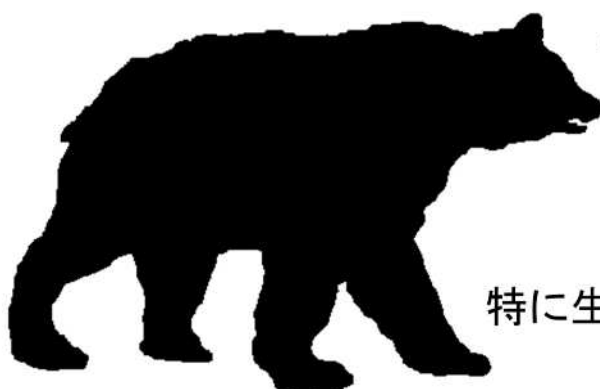
編集：一般財団法人自然環境研究センター

デザイン：株式会社アートポスト

写真提供：福井謙二、梅村佳寛、郡山尚紀、小林葉子、猪苗代町農林課

(環境省 クマパンフ 2016年9月より)

ツキノワグマ 出没注意

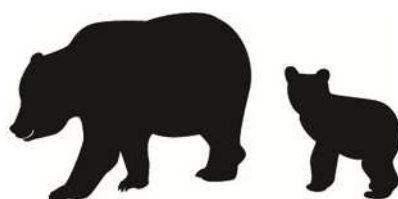


クマ鈴をつけて歩きましょう
それでも出会ったら
あわてず、その場から
静かに立ち去りましょう
ゴミは持ち帰りましょう
特に生ごみは放置しないように！

〇年〇月〇日 〇〇市〇〇課 △△△△-△△-△△△△

ツキノワグマ目撃情報

〇年〇月〇日（〇）



〇〇山～△△山間の登山道にて、子グマが目撃
されました。十分注意して入山下さい。

* 入山の際には音（クマ鈴、話し声など）を出してください。

〇年〇月〇日 〇〇市〇〇課 〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

資料5 「ツキノワグマ捕獲に関する捕獲調書」

ツキノワグマ捕獲に関する捕獲調書			
捕獲日時	令和 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分頃 目撃時間 (日 時 分)		
捕獲場所	東京都 (地区) 別紙位置図参照 (メッシュ番号)		
捕獲者 住所・氏名 (目撃含む)	住 所 : 氏 名 : 生年月日 (年齢) : T・S・H 年 月 日 (歳)		
捕獲者本人・狩猟免許	種 類 : 第1種銃猟 ・ わな 番 号 : 交付年月日 : 令和 年 月 日 ・ 令和 年 月 日		
捕獲者本人・猟銃所持許可証	種 類 : ライフル銃 ・ 散弾銃 番 号 : 交付年月日 : 令和 年 月 日 ・ 令和 年 月 日		
捕獲許可(市町村)	第 号	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
警察官職務執行法第4条の適用の有無 有 ・ 無			
捕獲者総勢人数及び従事者名 (総勢人数 名) 当日出動従事者氏名 (全て記載)			
捕獲調書：詳細に記載すること。(目撃から捕獲までの経緯等) 注意) 捕獲に際して人身に被害を及ぼす危険性を詳細に記載すること。			
備 考 (捕獲した個体の処理方法等)			

ツキノワグマ捕獲に関する捕獲調書			
捕獲日時	令和 年 月 日 (曜日) 時 分頃 目撃時間 (日 時 分)		
捕獲場所	東京都 別紙位置図参照 (メッシュ番号 ○○○○○○○○)		
捕獲者 住所・氏名 (目撃含む)	住 所 : 氏 名 : 生年月日 (年齢) : T・S・H 年 月 日 (歳)		
捕獲者本人・狩猟免許	種 類 : 第1種銃猟 ・ わな 番 号 : 交付年月日 : 令和 年 月 日 ・ 令和 年 月 日	該当免許に○をつける その番号を記載	
捕獲者本人・猟銃所持許可証	種 類 : ライフル銃 ・ 散弾銃 番 号 : 交付年月日 : 令和 年 月 日 ・ 令和 年 月 日	使用銃に○をつける その銃所持番号を記載	
捕獲許可(市町村)	第 号	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
警察官職務執行法第4条第1項の適用の有無 有 ・ 無			
捕獲者総勢人数及び従事者名 (総勢人数 名) 当日出動従事者氏名 (全て記載)			
捕獲調書：詳細に記載すること。(目撃から捕獲までの経緯等) ○いつ(○月○日○時○分頃) ○どこで(○○山○○付近) ○だれが(○○猟友会 氏名) ○何を(メス・オスのツキノワグマ 体重 kg) ○どのようにして捕殺した(銃、わな)			
備 考 (捕獲した個体の処理方法等)			

資料6 クマ捕獲個体調査票

獲個体番号	No. 1		調査責任者								
捕獲年月日	令和 年 月 日		捕獲場所								
	時 分捕獲										
性別	オ ス・メ ス		体重	約 k g							
外部計測値											
①	全長	mm	⑥	胸囲	mm	⑪	後足長ツメナシ	mm	⑬	足底球幅	mm
②	尾長	mm	⑦	胴囲	mm	⑫	後足長ツメアリ	mm	⑭	掌球長	mm
③	体高	mm	⑧	腰囲	mm	⑬	後掌長ツメナシ	mm	⑮	掌球幅	mm
④	肩高	mm	⑨	頭囲	mm	⑭	後掌長ツメアリ	mm	⑯	前掌長ツメナシ	mm
⑤	首囲	mm	⑩	前肢長	mm	⑮	足底球長	mm	⑰	前掌長ツメアリ	mm
精巣	(L)	×	×	(mm)							
	(L)	×	×	(mm)							

資料7 警察官職務執行法第4条第1項の適用について

事 務 連 絡
平成 26 年 11 月 6 日

都道府県鳥獣行政担当課室長 殿

環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護業務室長

住宅街に出没したクマ及びイノシシへの対応等について

鳥獣の保護管理及び狩猟の適正化については、平素より特段のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

ご案内のとおり、今年度は全国的にツキノワグマの出没や人身被害件数が多い状況です。さらに、先月以降は、イノシシについても、複数の都道府県において住宅街等での出没や人身被害が発生していると聞いています。

クマ等が住宅街に現れ、人の生命・身体に危険が生じた場合には、警察官職務執行法第4条第1項に基づき対応することが可能である旨、平成24年4月12日付け環境省自然環境局野生生物課長通知（別紙1）のとおり通知しております。また、当該通知に添付された警察庁からの通達においては、現実・具体的に危険が生じ特に急を要する状況であれば、クマ以外の動物であっても、警察官職務執行法第4条第1項を適用することは可能とされております。

本来、鳥獣による生活環境等への被害の防止については、鳥獣行政担当部局が対応すべき業務ではありますが、住宅街に出没したクマやイノシシ等により、人の生命・身体に危険が生じる状況においては、警察部局と密接に連携・協力し、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

なお、間もなく全国的に狩猟期間が始まりますので、引き続き事故防止対策の徹底・強化についてもご尽力いただきますようお願いいたします。参考までに、昨年度及び今年度（平成26年10月末現在）の事故事例概要（別紙2）と、静岡県伊豆市の地元猟友会において事故根絶を目指して作成された狩猟マニュアル（別紙3）について送付いたしますので、必要に応じて、関係行政機関への周知徹底等にご活用いただければと思います。

（これらの資料は、関係行政機関限りとしていただくようお願いします。）



環自野発第 120-112001 号

平成 24 年 4 月 12 日

各都道府県鳥獣行政担当部局長 殿

環境省自然環境局野生生物課長



熊等が住宅街に現れ、人の生命・身体に危険が生じた場合の対応における
警察官職務執行法第 4 条第 1 項の適用について

標記につきまして、平成 24 年 4 月 12 日付け警察庁丁保発第 44 号により、
警察庁生活安全局保安課長から各都道府県警察の長に対し通知した旨、警察庁
保安課長より別添のとおり連絡がありましたので通知します。

日没後や住居集落地域等に出現した鳥獣への対応に当たっては、鳥獣行政担
当部局は、警察部局と密接に連携・協力されるようお願いいたします。また、捕獲
放獣によらず緊急的な措置として発砲捕殺が必要な場合については、警察官職
務執行法第 4 条第 1 項に基づき発砲することが可能ですので、銃猟免許所持者
や関係団体等と連携・協力し、適切に対応願います。

【担当：野生生物課鳥獣保護業務室 永野】



警察庁丁保発第44号

平成24年4月12日

環境省自然環境局野生生物課長 殿

警察庁生活安全局保安課長



「熊等が住宅街に現れ、人の生命・身体に危険が生じた場合の対応における警察官職務執行法第4条第1項の適用について」の発出について

本日付けで、各都道府県警察の長に対し、別添のとおり、「熊等が住宅街に現れ、人の生命・身体に危険が生じた場合の対応における警察官職務執行法第4条第1項の適用について」（平成24年4月12日付け警察庁丁保発第43号、丁総発第209号）を発出することとしたので通知します。

継続

原議保存期間	10年(令和15年3月31日まで)
有効期間	一種(令和15年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁丁保発第43号
警察庁丁企画発第153号
令和5年3月28日
警察庁生活安全局保安課長
警察庁長官官房企画課長

熊等が住宅街に現れ、人の生命・身体に危険が生じた場合の対応における警察官職務執行法第4条第1項の適用について

昨今、野生の熊が住宅街に現れ人を襲うなどの事案が各地で発生し、各都道府県警察において適宜適切に対応しているところであるが、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第38条により、日出前及び日没後並びに住宅が集合している地域等における銃猟が禁止されていることから、猟友会員等のハンターが住宅街に現れた熊を銃を使用して駆除することの適法性について疑義が生じる場合があると史料される。

そこで、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。）第4条第1項を根拠として、警察官が猟友会員等のハンターに対し住宅街に現れた熊等を銃を使用して駆除するよう命じることの可否等について下記のとおりまとめたので、事案対応上の参考とされたい。

記

1 警職法第4条第1項について

(1) 概要

警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある狂犬、奔馬の類等の出現等危険な事態がある場合において、特に急を要する場合、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じることができるものと規定されている。

(2) 解釈

ア 「狂犬、奔馬の類等の出現」

動物園から逃げ出した猛獣、人を襲うおそれのある野犬等の人の支配の及ばない状態にある動物の出現とされているところ、住宅街に熊が現れた場合も該当するものと解される。

イ 「危害防止のため通常必要と認められる措置」

当該措置については、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大

な損害を及ぼすおそれのある危険な事態に応急的に対処するためのものであり、現実の危害を防止する上で必要最小限度のものに限られるものとされているところ、住宅街に熊が現れた場合、周辺の人々を安全な場所に避難させた上で、熊を猟銃で駆除することも当該措置に該当するものと解される。

ウ 「その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者」

事物の管理者等事態収拾に責任がある者だけでなく、危害防止に協力し得る者が含まれることから、猟銃の扱いに熟達したハンターも該当するものと解される。

(3) 結論

警職法第4条第1項の活用により熊の駆除を積極的に推進できるとまでは言えないが、現実・具体的に危険が生じ特に急を要する場合には、警職法第4条第1項を根拠に、人の生命・身体の安全等を確保するための措置として、警察官がハンターに対し猟銃を使用して住宅街に現れた熊を駆除するよう命じることは行い得るものと解される。

2 留意事項

- (1) 事案の発生が予想される都道府県警察においては、事案発生時に適切な対応が行われるよう、事前に都道府県、市町村、猟友会等との連絡窓口を設定するなど関係機関・団体と連携を図ること。
- (2) 住宅街において猟銃を発射する場合は、関係機関等と連携し、交通の規制、周辺住民の避難・誘導、学校等への連絡を行うなど、あらかじめ周囲の安全を確保し、猟銃の発射に係る危険防止に努めること。
- (3) 現実・具体的に危険が生じ特に急を要する状況であれば、熊以外の動物（野生動物であるか否かを問わない。）であっても警職法第4条第1項を適用することは可能であるので、予想される対象動物に応じた想定訓練等を実施すること。
- (4) 警職法第4条第1項に基づく警察官による命令は、命令を受けた者に、命令に従う義務を生じさせることになることから、同項に基づく命令は適切に行われることが必要である。このため、猟銃による駆除を命じることが想定される警察官に対し、同項の解釈、命令を行うことができる具体的な状況等に関する教養を行うこと。
- (5) 警察官よりも先にハンターが現場に臨場する事態も想定されるところ、当該ハンターの判断により、緊急避難（刑法第37条第1項）の措置として熊等を猟銃を使用して駆除することは妨げられない。

3 その他

- (1) ハンターが警職法第4条第1項に基づく警察官による命令に忠実に従い、危害防止のため通常必要と認められる措置として猟銃により当該熊等を駆除することについては、当該ハンターが刑事責任を問われることはないものと解される。
- (2) 本通達は、別添のとおり、環境省自然環境局野生生物課長から各都道府県鳥獣行政担当部長宛に通知されている。

【継続措置状況】

初回発出日：平成24年4月12日

（有効期間：令和5年3月31日）

別添（省略） * 別添えは、環自野発 120412001 号の文書を指す（本マニュアルP32）

資料8 クマ類による人身被害防止等に係る取組の徹底について

環自野発第2010295号
令和2年10月30日

都道府県鳥獣行政担当部（局）長 殿

環境省自然環境局
野生生物課長
(公印省略)

クマ類による人身被害防止等に係る取組の徹底について（依頼）

鳥獣行政の推進につきましては、平素よりご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今年度も昨年度に引き続き、市街地及びその周辺を始めとした人間の活動域にクマ類が出没しており、10月には新潟県及び秋田県でツキノワグマによる死亡事故が発生するなど、クマ類による人身被害や出没に関する事案が全国で多数発生しています。

このことを踏まえ、10月26日に警察庁、農林水産省、林野庁、環境省により「クマ被害対策等に関する関係省庁連絡会議」を開催し、会議では、クマ類による人身被害や市街地出没等への警戒のため、現場での連携強化の必要性等について認識を共有したところです。

つきましては、クマ類による人身被害防止等に係る取組を徹底するため、各都道府県におかれましては、環境省作成の「クマ類出没対応マニュアルークマが山から下りてくるー」(※)等も参考の上、クマ類の出没時における対応体制の整備・確認を始め、下記について取り組んでいただきたいと思います。なお、各省庁からも各都道府県関係部局に対し、現場における連携強化を求める通知が発出されておりますので、ご承知おきください。

(※) <https://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/>

記

1. クマ類の出没時の対処について

(1) 出没時の広報体制

- ・クマ類が市街地及びその周辺等へ出没した際には、当該地域の住民等に対して正確な情報を速やかに伝えることができるよう、市町村とも連携の上、出没時の広報体制について整備・確認をお願いします。
- ・クマ類による人身被害や出没があった地域については、正確な情報を速やかに伝えるとともに、必要に応じて立入制限等の措置がスムーズにできるよう体制整備をお願いします。

(2) 出没時の緊急連絡体制の整備等について

- ・クマ類の生息が恒常的に確認されている地域以外において、クマ類の出没が見られる場合には、早急に関係者との調整を図り、緊急連絡体制の整備をお願いします。

- ・緊急連絡体制の整備に当たっては、地域の実情に応じて、都道府県担当機関、市町村担当機関、地元警察、地域住民・集落自治体、地元猟友会を始め捕獲等の対策が生じた際の対応者、教育委員会等の関係者を必ず含めるようにしてください。
 - ・クマ類の出没は、夜間や休日に発生する場合もあることから、夜間・休日であっても確実に連絡可能な体制を整備するようにしてください。その際には、クマ類出没対応マニュアルの第1部「3. 出没への対処」に示されてる事例等も参考にしてください。
 - ・既に緊急連絡体制が整備されている地域においても、連絡先等の確認を定期的に行うことにより、必要な更新を図るとともに、通常時からクマ類に関する各種情報を関係者で共有するよう努めてください。
 - ・緊急連絡体制の整備に当たっては、連絡体制の他、関係者の役割分担及び出没したクマ類の対処方法を判断する際の意思決定の方法についても、あらかじめ決めておくようにしてください。
2. クマ類の出没に関する注意喚起について
- ・地域住民や登山者、観光客等の来訪者に対し、クマ類の出没等に関する情報の事前提供やクマ類に遭遇しないための注意喚起及びクマ類に遭遇した際の対応方法について周知を徹底するとともに、クマ類の出没状況に応じてパトロールを強化するなど、クマ類による人身被害の未然防止に係る取組に努めるようお願いします。
3. クマ類の出没防止対策の実施について
- ・クマ類の生息地に隣接した農地や集落等においては、放置果実類や廃棄農作物、生ゴミ等のクマ類の誘引物を放置することのないよう除去又は管理強化の徹底について注意喚起をお願いします。
4. クマ類の出没対応事例の収集及び共有について
- ・環境省では、クマ類の保護及び管理に関する最新情報を「クマ類の保護及び管理に関するレポート」として取りまとめ、環境省ホームページで公表をしていますが、他の都道府県の参考となるようなクマ類の出没対応事例等につきましては、各都道府県でも積極的に収集していただき、広く共有していただくようお願いします。
5. その他
- ・環境省では、クマ類出没対応マニュアルのほか、クマと遭遇した際の対応方法等に関するパンフレットなど、クマ類に関する各種情報や取組に関する資料を環境省ホームページで公表していますので、ご活用ください。

<クマに関する各種情報・取組>

<http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html>

環境省野生生物課鳥獣保護管理室

担当：岩田 KIYOHITO_IWATA@env.go.jp

福田 MAKOTO_FUKUDA@env.go.jp

染谷 YUTARO_SOMEYA@env.go.jp

(TEL:03-5521-8285)

参考文献・図書

- クマ類の出没対応マニュアル ―改定版―
＜環境省自然環境局 2021 年 3 月＞
- ツキノワグマ大量出没の原因を探り、出没を予測する
＜独立行政法人森林総合研究所 2011 年＞
- 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）改定版
＜環境省 2022 年＞
- クマ類の放獣に関するガイドライン
＜日本哺乳類学会 2015 年＞
- 緊急銃猟ガイドライン
＜環境省自然環境局 2025 年 7 月＞